

入札時の注意点

令和 2 年 4 月 1 日以降に売却実施処分がされた不動産競売事件では、入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札者が個人の場合）又は資格証明書（入札者が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札者が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記 1 及び 2 の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

◆ 上記 1 の陳述書の「陳述」欄にある「☐ 自己の計算において・・・ありません。」の ☐ のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書 9 を参照の上、必ず別紙も添付してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月 9日

釧路地方裁判所北見支部

裁判所書記官 宮 北 秀 伸

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 9月24日から 令和 7年10月 1日まで	
開札期日	日 時	令和 7年10月 7日 午前10時00分
	場 所	釧路地方裁判所北見支部売却場
売却決定 期日	日 時	令和 7年10月20日 午前 9時30分
	場 所	釧路地方裁判所北見支部
特別売却 実施期間	令和 7年10月 8日から 令和 7年10月10日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月 9日から当庁書記官室に備え置きます。

次頁備考欄に、「民事執行規則30条の3による価額変更」と記載のあるものについては、執行裁判所が同規則所定の方法によって前回の売却基準価額を変更したものです。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	610,000 488,000		122,000	24,700	0
備考					

物 件 目 録

- 1 所 在 網走郡津別町字幸町 6 番地 2、6 番地 3、24 番地
5
- 家屋 番号 6 番 2
- 種 類 居宅
- 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
- 床 面 積 90.89 平方メートル

物 件 明 細 書

令和 7 年 8 月 8 日

釧路地方裁判所北見支部

裁判所書記官 数 井 夢 果

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

賃借権

範 囲 全部

賃借人 株式会社リサイエ

期 限 令和 7 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 3 1 日まで (更新中)

賃 料 1 か月 1 万 5 0 0 0 円

賃料前払 1 か月分

敷 金 なし

保証金 なし

特 約 譲渡転貸可

上記賃借権は最先の賃借権である。期限後の更新は買受人に対抗できる。

転借人 A が占有している。

4 物件の占有状況等に関する特記事項

なし

5 その他買受けの参考となる事項

売却基準価額は敷地利用権が不明であることを考慮して定められている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載

されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
 - 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
 - 5 各種「詳細説明」は、当裁判所書記官室に別ファイルで備え付けられています。
-



物 件 目 録

1 所 在	網走郡津別町字幸町 6 番地 2、6 番地 3、24 番地 5
家屋 番号	6 番 2
種 類	居宅
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積	90.89 平方メートル



令和 7年(ヌ)第 6号
令和 7年 5月21日受理
令和 7年 7月 7日提出

現況調査報告書



釧路地方裁判所北見支部

執行官 古 田 正 士

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在	網走郡津別町字幸町 6番地2、6番地3、24番地5
家屋 番号	6番2
種 類	居宅
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積	90.89平方メートル

(建物用＜単独＞)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	住居表示未実施
建 物	物件 1
種類、構造及び 床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：
物件目録にない 附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }
占有者及び 占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本件建物を住居として使用している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	・ 台所において大量のアリが発生する。 ・ 浴槽の排水において不具合が生じている。 ・ 居間の窓の周辺が汚損している（写真⑦）。 ・ 風除室に至る階段の一部が接道にはみ出している可能性がある（土地建物位置関係図のとおり、写真⑩）。 ・ 本件建物につき法定地上権は成立しない。
執行官保管の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }
敷 地 （目的外土地）	「目的外土地の概況」のとおり
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(占有関係用<2占>)

占有者及び占有権原 (物件1関係)			
占有範囲		☒ 全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ☒ 株式会社リサイエ	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫	
関係人の陳述及び提示文書の要旨		☒ 陳述(A (占有者) 及び株式会社リサイエ代表者) ☒ 文書(■居住用建物賃貸借契約書)	
占有権原		☒ 賃借 ☐ 使用借 ☐ 転借 ☐	
占有開始時期		令和 元年 8月20日	
最初の契約等	契約日	令和 元年 8月20日	
	期間	令和 元年 8月20日から ☒ 令和3年 7月31日まで ☐ 期間の定めなし	
更新の種類別		☐ 合意更新 ☒ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	令和 5年 8月 1日から ☒ 令和7年 7月31日まで 2年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	☐ 所有者 ☒ その他(債務者の母)	
	借主	☐ 占有者 ☒ その他(株式会社リサイエ)	
賃料・支払時期等		毎月 金15,000円 (毎月末日限り 翌月分払) ☐ 前払 () ☐ 相殺 ()	
敷金・保証金		☒ ない ☐ 敷金 ☐ 保証金 ☐ ある { 金 円	
特約等		☒ 譲渡転貸可 ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外土地用<複数1>)

目的外土地の概況 (その1) (物件1関係)		
1	所 在	網走郡津別町字幸町
	地 番	6 番 2
	地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐
	地 積	1 4 3 . 3 4 平方メートル (☒ 全部 ☐ 約 平方メートル)
	所 有 者	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 (B)
	そ の 他 の 事 項	・ 南東側境界線は公道(町道)と接している。 ・ すべての隣地及び接道とはほぼ等高である。 ・ フェンス付き塀が存在している(土地建物位置関係図のとおり、写真⑧)。 ・ 南西側土地(6番1)に存在する樹木の枝が越境している(写真⑨)。
2	所 在	網走郡津別町字幸町
	地 番	6 番 3
	地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐
	地 積	3 1 . 4 7 平方メートル (☒ 全部 ☐ 約 平方メートル)
	所 有 者	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 (B)
	そ の 他 の 事 項	・ 南東側境界線は公道(町道)と接している。 ・ すべての隣地及び接道とはほぼ等高である。 ・ フェンス付き塀が存在し、南西側隣地(6番1)にはみ出している(土地建物位置関係図のとおり、写真⑧)。 ・ 南西側隣地(6番1)に存在する樹木の枝が越境している(写真⑨)。
3	所 在	網走郡津別町字幸町
	地 番	2 4 番 5
	地 目	☒ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐
	地 積	5 6 . 7 平方メートル (☒ 全部 ☐ 約 平方メートル)
	所 有 者	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 (B)
	そ の 他 の 事 項	・ 南東側境界線は公道(町道)と接している。 ・ すべての隣地及び接道とはほぼ等高である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(目的外土地用＜複数2＞)

目的外土地の概況（その2）（物件1 関係）		
■関係人(□ (占有者) ■株式会社リサイエ(本件建物の賃借人兼転賃貸人))の陳述/□提示 文書()の要旨		
占有権原	□所有権 □地上権 □賃借権 ■使用借権 □	
占有開始時期		
最初の 契約等	契約日	年 月 日
	期 間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
更新の種別	□合意更新 □自動更新 □法定更新	
現在の 契約等	期 間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
契約当事者	貸主	□土地所有者 □その他の者 ()
	借主	□建物所有者 □その他の者 ()
地代・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払)	
地 代 前 払	□ない □ある (□金 円 分まで)	
敷金・保証金	□ない □ある (□敷金 円 □保証金 円)	
特 約 等		
地 代 滞 納	□ない □ある (平成 年 月 日現在 金 円)	
契 約 解 除	□ない □ある ()	
訴 訟 提 起 等	□ない { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 □ある { □係属中 □終局 ()	
そ の 他		
執行官の意見	□上記のとおり ■下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	
	債務者の自宅への訪問、照会書送付、電話架電を試みたが、いずれの方法によっても債務者からの供述や回答を得ることができなかったため、すべての目的外土地の占有権原は不明である。	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A ■ 株式会社リサイエ代表者	・ 現在の転貸借契約が満了する時期に引っ越す予定です。 ・ 台所に大量のアリが発生します。 ・ 浴槽の排水において不具合が生じています。 ・ 債務者の母親を賃貸人として、同人との間で本件建物の賃貸借契約を締結し、本件建物を借りています。同契約締結時、実際に対応したのは債務者でした。その後、現在占有しているAとの間で転貸借契約を締結し、Aに対し、本件建物を転貸しています。 ・ 債務者は、実質的に債務者自身が本件建物及びその敷地（目的外土地3筆）を管理していると述べていました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

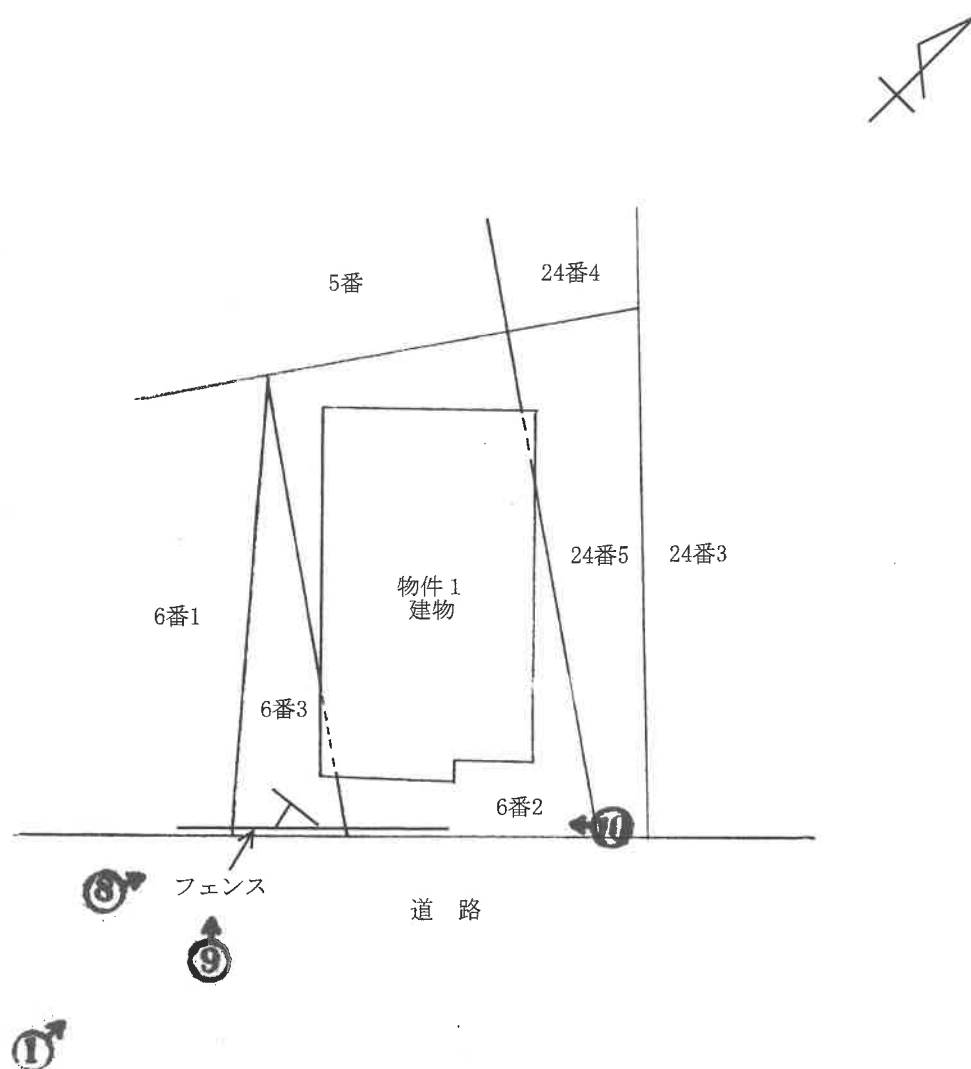
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年 5月21日（水） 16：00－16：10	物件所在地	物件確認，占有調査，写真撮影
R7年 5月23日（金） ：－：	執行官室	津別町役場へ水道使用状況の照会書及び建物間取図交付申請書送付
R7年 6月 2日（月） ：－：	執行官室	占有調査（債務者及びAへ照会書送付）
R7年 6月 6日（金） 11：30－11：35	物件所在地	事務連絡投函
R7年 6月16日（月） 11：15－11：25	執行官室	占有調査（本件建物の賃借人株式会社リサイエ代表者から電話聴取）
R7年 6月17日（火） 11：20－12：10	物件所在地	立入調査，占有調査，地積調査，写真撮影
（特記事項） ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行したが，債務者本人が在宅した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので，立会人を立ち会わせ，解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

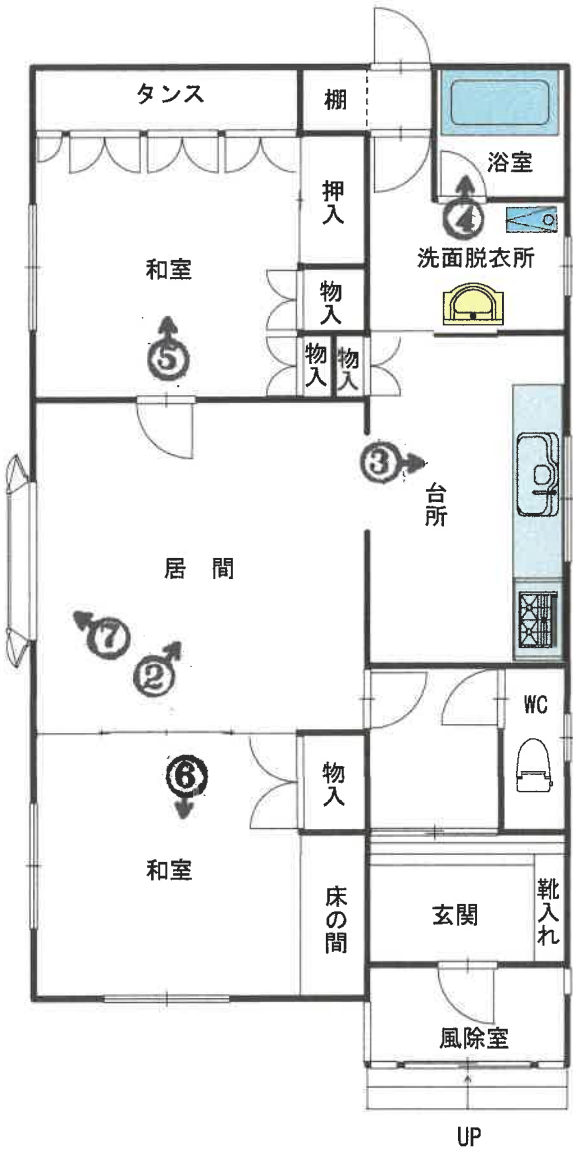
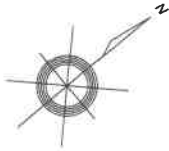
(法務局備え付けの建物図面を基とし、フェンスの書き込みは概測です。)

←○写真撮影位置・方向



建物間取図

←○写真撮影位置・方向





①



②



③



④



⑤



⑥



7



8



9



10

令和 7 年（ヌ）第 6 号
令和 7 年 6 月 23 日現地調査
令和 7 年 7 月 7 日評 価

釧路地方裁判所北見支部 御中

評 価 書



評価人 不動産鑑定士

河 合 貢

第 1 評価額

物件 1 (建物)	金 6 1 0 , 0 0 0 円
-----------	-------------------

- 1 土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	網走郡津別町字幸町6番地2、6番地3、24番地5 6番2 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 90.89㎡	同左

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象建物が存する土地（6番2、6番3、24番5）の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	津別町役場の西方・道路距離約200m、津別バスターミナルの南西方・道路距離約100m。	
付 近 の 状 況	幹線道路たる国道240号の背後に位置し、主に一般住宅が建つ住宅地域である。近年のまちなか再生事業により買物便など生活利便性が向上している。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 — — — — —
画 地 条 件	・ 6番2（宅地 登記地積143.34㎡） ・ 6番3（宅地 登記地積 31.47㎡） ・ 24番5（宅地 登記地積 56.70㎡） 3筆一体の地積231.51㎡、間口約14.5㎡、奥行約16～18mのやや台形状地で地勢は概ね平坦である。 道路境界線沿いの一部にフェンスが設置されており、一部が南西側隣地（6番1）にはみ出している。	
接面道路の状況	南東側舗装町道（幅員10.9m）にほぼ等高に接面している。道路法第3条該当。	
土地利用状況等	本件建物の敷地として利用されており、詳細は執行官の現況調査報告書参照。	
供給処理施設	上 水 道：あり ガス配管：なし 下 水 道：あり	
特 記 事 項	①埋蔵文化財包蔵地ではない。 ②土壌汚染対策法第5条の指定区域ではない。また、現地調査及び土地登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染物質を排出するような建物が存した状況は確認できなかった。ただし、評価人としての調査には限界があるため詳細については専門家による調査を要する。 ③南西側隣地（6番1）に存する樹木の枝が越境している。	

2 対象建物の概況及び利用状況（物件1）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）：昭和61年10月28日新築。 経過年数：約39年 経済的残存耐用年数：無きに等しい
仕 様	外 壁：吹付タイル等 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床：カーペット、クッションフロア等 設 備：給排水、電気、ボイラー等
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり。
現況用途等	現況用途：第3 目的物件記載のとおり。 間 取 り：2LDK
品 等	普通
保守管理状態	内外装に改装・改修された形跡があるが、詳細は不明である。随所に経年相応の汚損が見られる。保守管理状態はやや劣る。
建物利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	①検査済証の交付有り。 ②風除室に至る階段の一部が町道敷地に越境している可能性がある。 ③台所にてアリが発生するとのことである。 ④浴室の排水にやや難があるとのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建物価格（物件1）

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	附属建物等価格 (円) エ	建物の価格 (円) (ア×イ×ウ)+エ=オ
1	150,000	90.89	0.10	—	1,360,000

ウ現価率：残存価値程度の10%と判定した。

オ建物の価格：万円未満切り捨て。

(2) 建付地価格（土地に定着した工作物であるフェンスを含む）

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
5,800	0.98	231.51	0.90	1,180,000

ア標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地等からの規準

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示地等価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 5,200\text{円/㎡} & \times & 98.1/100 & \times & 100/100 & \times & 100/88 & \div & 5,800\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示地等価格の価格時点から評価日までの推定変動率。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：道路条件－2%、接近条件－5%、環境条件－5%

イ個別格差：形状－2%

ウ地積：登記数量による。

エ建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ建付地価格：万円未満切り捨て。

(3) 土地利用権価格

建付地価格 (円) (1(2)オ) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1,180,000	0.10	敷地占有利益	110,000

イ土地利用権等割合：敷地占有利益を10%と査定した。

ウ土地利用権等価格：万円未満切り捨て。

2 評価額の判定

土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ (1(3)ウ)	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ× エ×オーカ＝キ
1	1,360,000	+110,000	—	0.60	0.70	—	610,000

ウ占有減価修正：特にない。

エ市場性修正：物件の特殊性、当地区の需給動向等を勘案し所要の調整を行った。

オ競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カその他の控除減価：特にない。

キ評価額：万円未満切り捨て。

第 6 参考価格資料

地価調査価格 [津別 - 1]

所 在 : 網走郡津別町字幸町 61 番 9

価 格 : 5,200 円 / m²

価 格 時 点 : 令和 6 年 7 月 1 日

交通接近状況 : 津別バスターミナル、240m

地 積 : 220 m²

供給処理施設 : 水道、下水

現 況 : 住宅 (木造 1 階建) の敷地

接 面 街 路 : 北東 9m 町道

用途指定等 : 都市計画区域外

地域の概要 : 中規模の戸建住宅が建ち並ぶ利便性の良い住宅地域

固定資産評価額 (令和 7 年度)

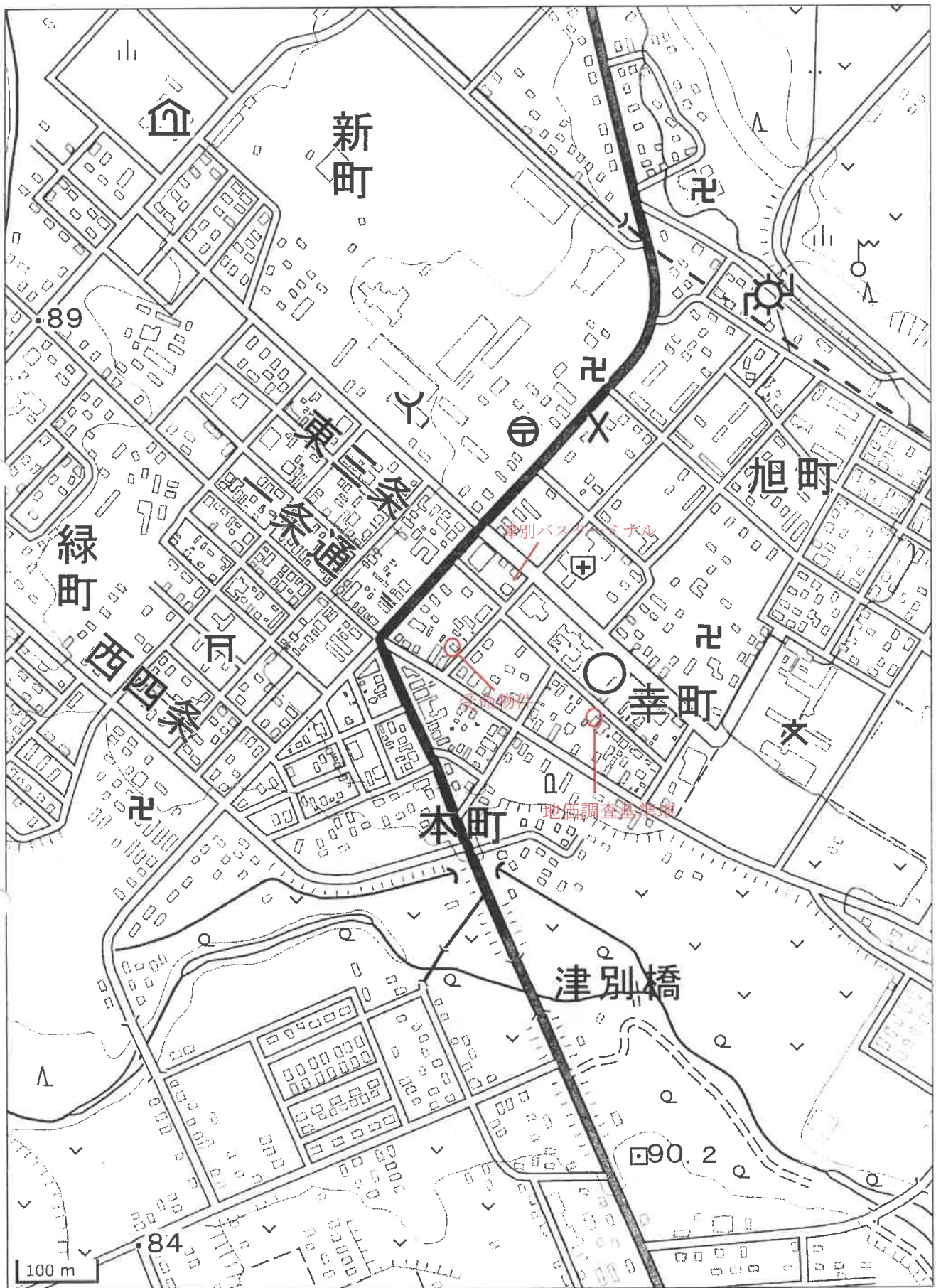
物件 1 : 1,769,657 円

(ここに掲げた参考価格資料は当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは性質が異なるものである。)

第 7 付属資料

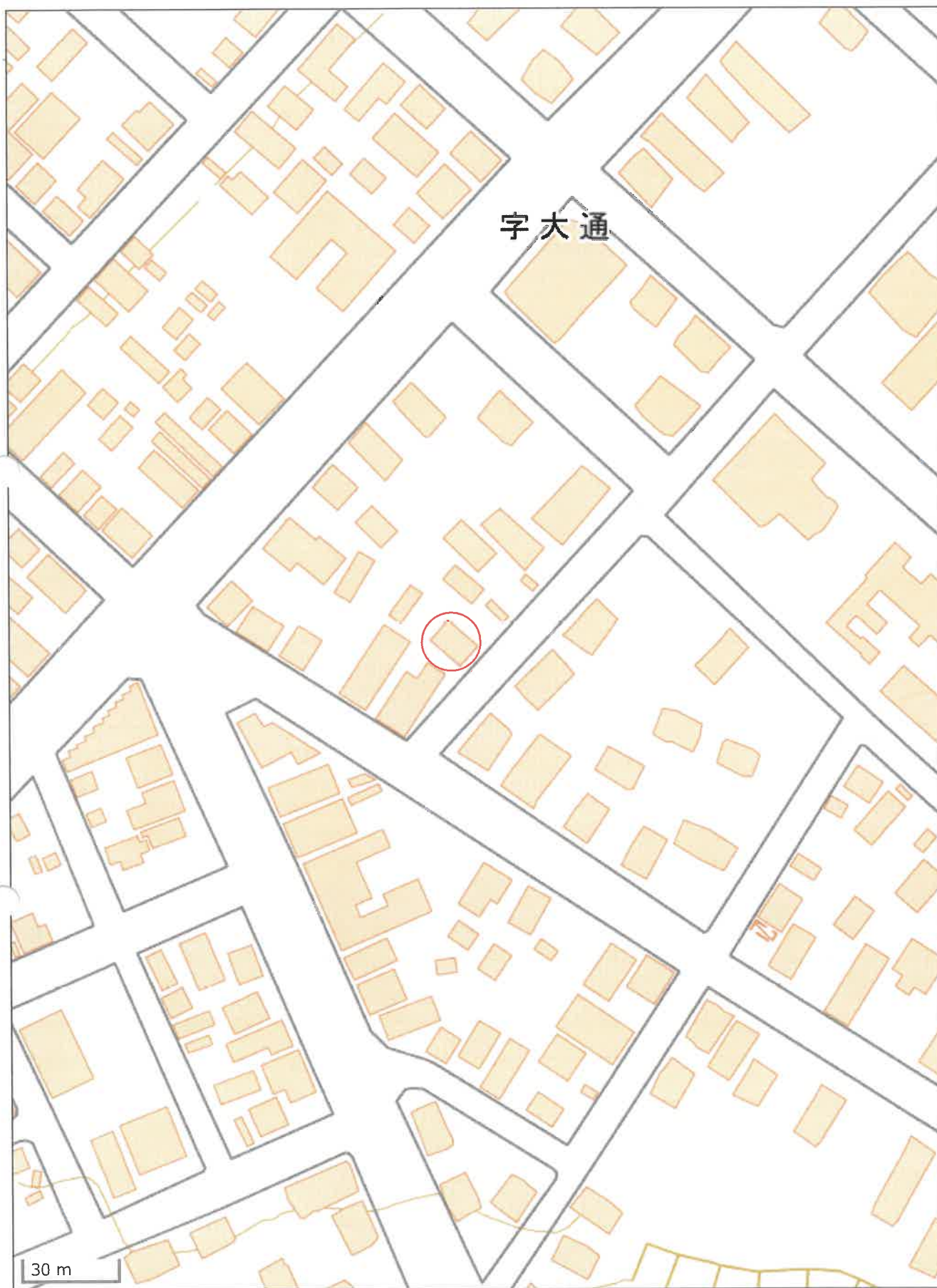
位置図、周辺図、土地建物位置関係図、土地図面写し、建物図面写し、
建物間取図

以 上



位置図

(地理院地図を加工して作成)

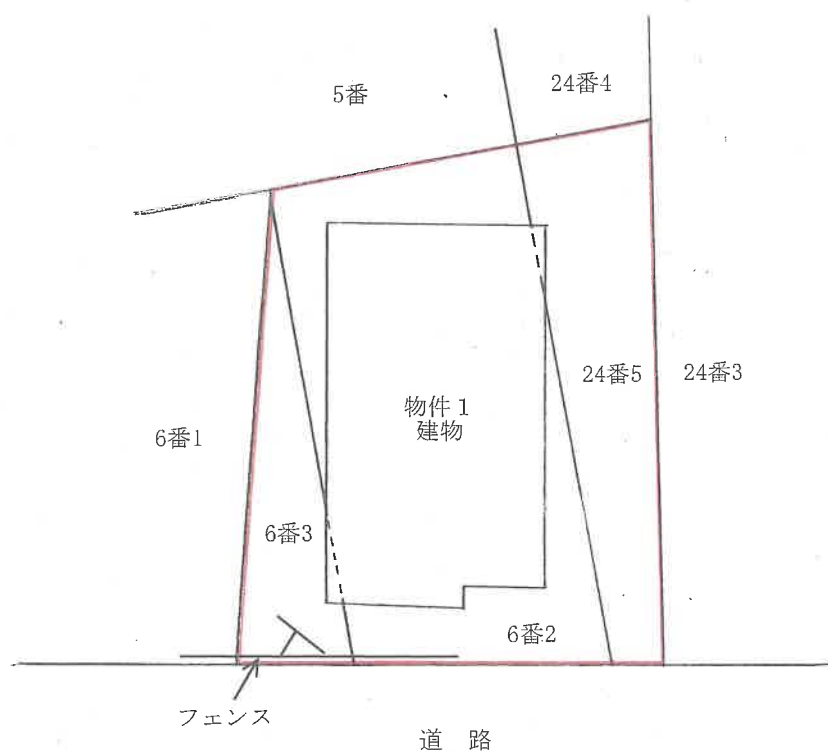


周辺図

(地理院地図を加工して作成)

土地建物位置関係図

(法務局備え付けの建物図面を基とし、フェンスの書き込みは概測です。)



5-3

5-1

N

道



29-1

30-3

30-1

29-2

29-3

28-1

28

27

27-2

41

26

25

27-1

26

109-5

23

22

21

20

19

12

13

3-1

3-2

2

1

24-1

24-4

24-3

24-5

6-2

6-3

6-1

7

8

9

10

11

8-1

8-2

71

72-1

道

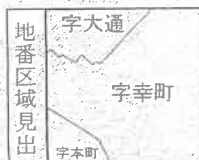
道

-18354.893

(座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(tokachi2003.par)による修正がされています。



請 求 部 分	所 在 網走郡津別町字幸町					地 番 6番2			
出 力 尺 縮	1/500	精 度 区 分	甲三	座 標 系 番 号 又 は 記 号	X面	分 類	地図に準ずる図面	種 類	地籍図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)	昭和47年6月30日		補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(釧路地方法務局北見支局管轄)

令和7年4月17日

東京法務局港出張所

登記官

地図整理番号：M52012

(1/1)

写し (A3判をA4判へ縮小)

登記年月日：昭和62年3月18日

これは図面に記録されている内容を証明する書面である。
(釧路地方支務局北見支局電報)
令和7年4月17日 東京支務局提出

各階平面図

121253

建物図面表

家屋番号	6番2
建物の所在	網走郡雄別町字幸町6番地2・6番地3・24番地5

62.3.18

作製者		1/2500		申請人		1/500	
[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]		[Redacted]	

6-1
6-2
6-3
24-4
24-5
24-3
道路

62.3.18

建物間取図

